

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
33	<p>子ども子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>各提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は特種児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考え、加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強くなっており、保育教育現場にとって深刻の課題である。</p> <p>また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや特種児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多岐な支障が発生することは明白である。</p> <p>5年の見直しに係るスケジュールにおいて、現場から年明け頃に運営会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に緊要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考え。</p> <p>また、どちらか一方の資格保有者が特例に就いていることとその人数自体は増えているという実態からも、両資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を促す声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当該措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
35	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会との所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに社会教育施設の所管を決定できるより制度改正を求めます。	平成28年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設がある、とされています。 当市では、平成28年度に、「各級市公民館条例」を廃止し、「各級市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技能を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にするため、地域活動やサークル活動の実施の場が広がり、異なる専攻部門を融合するものです。現行の社会教育法では、意図目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。 現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、普及部長の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	人口減少・高齢社会の進行に伴い、地域では、複合・複利化した生活課題や制度の谷間で対応困難な事業など、深刻な課題が山積しています。 当市の取組を踏まえ、公立社会教育施設を地域の拠点として複合的に利用する意義は、非常に大きいと考えています。社会教育施設が地域の拠点として、地域局一元的に対応できる体制が望み、行政の効率化が図られるとともに、社会教育のさらなる発展へつながることが期待できます。 なお、過去の議論から、政治的中立性等が懸念されていますが、教育委員会による一定の関与があれば、政治的中立性の確保は可能と考えます。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項 社会教育法第5条、第28条 図書館法第18条 博物館法第16条	文部科学省	名張市	H30.2.23付け、官庁連絡(社会教育施設を地域の拠点に教委から普及部長部に移す) H27.11.21付け、中日新聞(公民館を市民センターに) H27.11.24付け、毎日新聞(公民館を市民センターに)	愛媛県	-
35	地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を要し、市町村長が研修の実施経緯を積極的に活用していかねば人員確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんど幼稚園において、夜間又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことより、教員研究等通常業務の時間の確保が困難です。教諭等の負担となっていることとあわせて、教諭が出席業務で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にある幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に定めることができないに、現行規定では、教員職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	南房総市においては、4.も歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもは1泊1泊では一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教員研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦労している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に活用していかねば人員確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんど幼稚園において、夜間又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことより、教員研究等通常業務の時間の確保が困難です。教諭等の負担となっていることとあわせて、教諭が出席業務で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にある幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に定めることができないに、現行規定では、教員職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	児童福祉法、児童福祉施設法規則、児童福祉施設法の設備及び運営に関する基準、教員免許特許法、教員免許特許法施行規則、免許更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	南房総市、水戸市	-	川崎市、山形市、玉野市、東温市、松浦市	○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員もともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や関連業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が進まない状況である。幼稚園免許更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。	

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
70	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な整備の支援となっている。 →平成29年度においては、認定こども園施設整備準備金助成金の内示が遅れ、給付部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を「承れない」場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 また、整備の規模にもよるが、実施設計に3か月程度、本工事に少なくとも7～8か月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では半年程度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、期間予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもへの受け入れの拡大にも繋がると、速やかな待機児童解消対策が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る通知について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	守口市	-	旭川市、仙台市、福島県、豊志野市、八王子市、川崎市、須賀市、山梨県、豊田市、大阪市、大塚市、浜松市、青森市、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<p>○事業者が整備を前倒しに活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の内示まで、本市で半年程度の期間を要している。結果として保育所の整備が半年程度遅れて実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童解消に向け、より一層保育所整備を促進するため、従来制度(取次金)と並列に、国・内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図りたい。</p> <p>○本市においても、現在の実施設計の取扱いでは、半年程度での保育所等の整備がスケジュール上困難であると考え、2年事業計画に基づき事業開始により整備を実施できる状況となっている。</p> <p>本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。</p> <p>以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直しを希望する。</p> <p>○整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つことになり、本工事に十分な期間を確保できない。</p> <p>そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。内示を待っての事業者手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の専事(契約)を対象とするべきと考える。</p> <p>○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な整備の推進が図れない。</p> <p>内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては半年程度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。</p> <p>○理由としては、過大な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないほか、補助基準にある設計有加算が認められないため、実質的に補助率が下がることとなる。本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2年度整備として間にし難い状態となっている。</p> <p>結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度にも国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとって市にとっても事務が煩雑となっている。</p> <p>○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現状においては、そのことによる具体的な支援事例は発生していないが、特に2年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となる実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。</p> <p>また、例えば、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いも可能としている。</p> <p>○本市においても同様の支援事例がある。</p> <p>特選児童館に付帯して、少しでも早い工事着手工事が促されるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的な明細を予め把握することで、入札や工事着手を内示と同様に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると半年程度の2年度事業となり、結果的に期間が遅れや遅延が発生する恐れがある。</p> <p>○内示前に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常に少ない工期となる場合がある。一方、そうした際には事業として申請する場合は、1年度は実施設計だけでなく、着工が必要となる。また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には半年ごと申請・精算手続きが必要となるなど、手続の負担や遅延が課題とされていること。</p> <p>よって、実施設計期間の確保や半額の償還の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣意には賛同するもの。</p> <p>○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立立てているが、実施設計契約締結時が内示の発出日に左右されるため、想定より内示が遅くなれば、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと思える。</p> <p>保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても同様の支障が生じており、内示を待って実施設計契約を行うとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。</p> <p>○2年度、国において、前年度繰越予算によって事業を遂行する事例が増加している。取制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、変更の検討が必要となるが、この繰り返し・手続きが非常に煩雑である。国にそうした事例が生じた。1) 前に、内示の遅れを問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故の発生を防止できる。</p> <p>また、見積り書や予定価格の受理の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用論の発生を抑えることもでき、後の事務手続きが簡易となる。</p> <p>対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確な契約締結を要求することにより取りうる。</p>

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
70	<p>実行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p>	<p>公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができると。また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園耐震化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい。(認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園耐震化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。)</p> <p>事前協議については、年度内に複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3か月程度、本体工事に少なくとも7~8か月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2か年事業で申請をする場合、1年目には事業工の必要があるが、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性がある。</p> <p>内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着手が可能となると考える。</p> <p>上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。</p>		<p>【岩手県】</p> <p>○前年度中にスケジュールが承認され、複数回の事前協議の機会がもたらされているものの、内示後に事業着手となると、その後実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。</p> <p>市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発行が4月の中旬以降となり、そこから事業着手では厳しい状況に変わりはない。</p> <p>さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の年度の半ばより事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できない事象継続を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。</p> <p>このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的改善を要望する。</p> <p>【福島県】</p> <p>国等は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
111	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の場合、当該認定の申請に係る施設が存在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の方が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の方で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が存在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第8条第1項)」とされている。この事前協議は、子ども子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるに問わず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大抵府県は、平成27～30年の認定率約97%のうち、17%が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。当該事前協議を廃止し、子ども子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育定員等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	幼学園の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大塚府、京都市、守口市、兵庫府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	-	茨城県、山形市、草津市、京都府、池田市、兵庫県、秋田市、藤井崎市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるに問わず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、臨時で而立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時にを行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考ええる。
113	A	権限移譲	医療・福祉	施設改善等加算の認定権限の移譲	施設改善等加算Ⅰ及び施設改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う施設改善等加算Ⅰ及び施設改善等加算Ⅱに係る児童改善業績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村であるものの、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体が異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へ通知することとなり、都道府県との取り纏めもあって、認定されるまでの過程が複雑化する事となる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長6ヶ月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程での変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定なものであることから、市町村への申請の提出から認定までより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における施設改善等加算Ⅰ及び施設改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設給付費等に係る施設改善等加算について(平成29年4月21日府令第375号、29文科第215号、雇発第0427第6号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大塚府、滋賀県、奈良県、新潟県、山形市、京都府、池田市、愛媛県	-	青森県、埼玉県、川崎市、新潟県、山形市、京都府、池田市、愛媛県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁忙となっている。 ○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。 ○本市において、中核市を除く全市町村分の認定作業に多大な時間を要し、認定が長期化し、関係者年度末の認定となっている。認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが望ましいと考えます。 ○本市も本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の事業所を認定してから認定を行っており、県・認定業務の提出が遅れることで、ときに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
111	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。</p>					<p>【全国知事会】 所存府は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所存者からの回答が協議は不要であるとなっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>	
113	<p>発達改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の配付・事業を差別的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととした。 そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給付等改善等における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設給付費等に係る発達改善等加算」について(平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇発第0331第10号)を改定し、認定機関を移譲したところである。 指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から発達改善等加算という新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給付改善後又は事務処理等が、従来よりも多数の情報を適切に把握する必要があること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考えた。 なお、発達改善等加算1及び発達改善等加算2に係る各種形式について今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。</p>					<p>【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手厚け方式とすることを含めた検討を求める。</p>	

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
114	日	地方に対する医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を求めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを認め、実施方法について通制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを認めた。	大飯町では4万9千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等委員が(1)時間や場所と制約がなくなるため、受講率によって、受講しやすくなる。○研修実施機関によっては、講師や会場確保が軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ」研修の実施期については、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大飯町、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、松江市、安芸市	北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須賀川市、山形市、東洋市、亀岡市、池田市、兵庫県、八尾市、和泉市、彦根市、津市、東大阪市、泉南市、松江市、安芸市	○対象となる保育士等、異動期間に、研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な業務遂行の確保を考慮する上、難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。そして、国庫、須賀川市、山形市、東洋市、亀岡市、池田市、兵庫県、八尾市、和泉市、彦根市、津市、東大阪市、泉南市、松江市、安芸市 ○対象となる保育士等教諭等全員が1分野につき15時間の研修の受講が必須となり、それ以外に代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらには受講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。 ○申し込みに当市の研修開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、提案にある通制やeラーニングの導入については、前向きに検討を怠らないでほしい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。 ○提案自体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 ○当市は保育士が広く普及しており、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象者が十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数委員の研修受講が可能な本庁管理の研修場を確保し、必要に応じて受講を希望するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が滞りたる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と進行する。また、各施設では保育士人数が確保しきれない。在職職員数は関係基準に追加で少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 ○当市では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また、地域特性として、雪降が広域であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で降雪期間が長く(北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前夜泊を要し、研修日数以上に駐車を確保することとなる等、都市部在住の保育士と比べて、研修の受講はより難しい。今年度から4施設を中心として研修を実施する予定であるが、全ての要員で8分野を複数回実施することは費用の面でも難しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通制制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の参加しやすくなるが、多くの研修生が参加しやすくなることから、当市の各保育所団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直しをいただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保も困難である。 ○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受け入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を支払うためのキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定的な保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。 ○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。 ○当市においても代替保育士の確保が困難なため研修の受講計画が思うように立てられないとの意見が複数寄せられている。 ○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はなかなかの問い合わせもある。また、15時間のうち、講師を含めて1日実施した場合の受講期間についても課題であるため、通制制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながる。 ○保育士不足が深刻な状況では、対象の保育教諭が多く、代替保育士の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 ○当市においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に専念している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするため確保している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他県保育所が指定する研修場を利用した場においてもその力が有効な場合があるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育士においても負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が(1分野ごと)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須となる予定の2023年度まで、より多くの保育士等が研修受講できるような研修方法の見直しをしていただきたい。		

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
114	<p>○保育士等の技能・経験に応じた融通改革に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やラーニング、デジタル学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。</p>	<p>保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成26年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)(が地方自治法(昭和三十二年法律第87号)第26条の4第1項に規定する法的的指針として発出されているところ。</p> <p>研修の修了評価については「ガイドライン」の4「研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要がある。13時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされているところ。</p> <p>「通信制やラーニング、デジタル学習」等(以下「通信制等」という。))による受講においては、この研修の受講確認等が課題となること。現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による法的的指針を発出されたい。</p>				<p>【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 所管者からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>	

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
147	地方に対する規	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)の施設監査(一般監査)の期間の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設)で人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護施設による保護施設への一般監査(家賃)の期間について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に延長する必要がある。なお、運営上、問題のある施設については、毎年度も実施による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護施設)による保護施設への一般監査(家賃)の期間については、原則として毎年1回は実施に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる場合には、審議による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の期間については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに1年ごとの実施が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に延長されたことにより、同日に行うことが困難になっている。施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査(一般監査)の期間についても法人監査と同様に原則3年に1回となることと施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第45条第3項及び第45条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第18条、生活保護法第94条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に対する指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「原前の子どしに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく幼保連携型認定こども園に関する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	-	<p>奈良県、新宮市、金沢市、京都市、大宮市、兵庫県、徳島県、奈良県、福井県、熊本県、熊本市</p> <p>○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに1年ごとの実施が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人監査と調整のうえ、同日に指導監査を実施していただき、法人監査の期間が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。</p> <p>施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計等の書類等重複資料などが一部重複。また、法人側の対応者が同一人物となることも多く、同日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながることを考えられる。</p> <p>特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の期間について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、業務専任者に対する一定の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。</p> <p>○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。</p> <p>○本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきても期間が合わないことより、不都合が生じることと承っております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期を合わせ、これに法人監査を併置させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効率的な監査が行われると考えます。</p> <p>○監査対象施設数の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその期間が伸びるならば、指摘等を行う必要がある施設へはかかることと考えることからまいいと考えます。</p> <p>○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の期間を原則3年に1回とすることを考えています。施設監査と法人監査の期間が異なるため、指導監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とらない状況となっています。</p> <p>○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率性の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の期間と法人監査の期間とを合わせ、原則的に1回監査を実施している。</p> <p>なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。</p> <p>○提案に賛同する。</p> <p>本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の期間に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前どおり変更なし)。</p> <p>その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則1年1回の一般監査を行っており、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や障害者入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。</p> <p>○法人監査と施設監査の期間が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることにより、施設責任が増えている。</p> <p>○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、期間が異なることで事業所によっては、毎年何らかの監査が実施される。事業所の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1回の実施に見直しすることが望ましい。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
147	<p>○ 老人福祉施設の見守りは、適切な人前看護や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則年に1回の監査が求められているものもある。法人監査と施設監査の両方を併せた場合、監査前後の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考え。</p> <p>○ 障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者(利用者)の支援(個別支援計画、食事、入浴、排泄、服装、自立援助、防犯対策等)が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものがある。監査の効率的実施との理由をもって施設監査の削減を減らすことは、利用者処遇の低下をも招きかねないことから不適切であると考え。</p> <p>○ 保育園等における保育は、生活にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査が行われ続けている。</p> <p>○ 児童福祉施設等の社会的基盤の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や措置児童児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の人資向上などの取組が確立に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているが、法人監査と同様に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに行うため不適切であり、実質は同様。</p> <p>○ 保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や非行に向けた適切な支援が可能な体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防犯対策など、入所者の日常生活や生命の安全に関連する重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、本格的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化といふことのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施指導等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。実施頻度については、認可業者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地監査を行うこととの趣旨に即応することとしている。</p> <p>そのため、法人監査の業務との効率化といふことのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>		<p>○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査と同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で定めての社会福祉院に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現実の業務に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。</p> <p>○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くとのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で審査監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 児童福祉行政指導監査の実施についてにおいて、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うが期待すること」と記されている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
149	地方に対する規	教育・文化	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期限の取扱いと同様、申請しなくても自動的に更新講習修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期限の取扱いと同様、申請しなくても自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を統一した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H23.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象)1,867名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)	教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。制度を統一することにより免許状が失効する教員が減少する。また、失効に伴い失職する教員も減少し、生徒や学校への悪影響が軽減される。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県	-	<p>川崎市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、岐阜県、田原市、京都市、京都府、京都市、京都市、玉手町、徳島県、山形市、高知県、北九州市、熊本県</p> <p>○旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手数料を支払い手続きを行わないと有効期限の延長ができないため、事務的な負担が大きい。 免許を管理している県が自動的に延長できる制度に変更できるとよいと考えている。 ○旧免許所持者が早く教員免許を取得した者が新免許と同様に自動的に修了確認期限が延長されると勘違いし、教員免許状が失効した事例がある。 ○旧免許所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講習修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許状が後者が教員免許状を追加取得した場合に比べて、事務が煩雑となる。 ○教員免許更新制は、旧免許所持者と新免許所持者が免許状の有効期間の取扱いが異なる。制度が複雑であるため、本県では昨年、更新手続きを行う。費用が取り済された者が1名いた。 本県でも全面移行に併せて、現職教員の免許失効を防ぐため、各教員の免許状の有効期限を把握するための免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度統一による失効防止の観点からも、旧免許所持者の負担を減らすべきである。 ○本件と全く同様の問題による免許失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や負担の減少が期待される。 ○新たな免許取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。 ○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。 ○更新講習が必要となる教員もおり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握することを希望する。大きな負担となっている。 ○旧免許所持者が、平成21年4月以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許所持者となるが、旧免許所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許所持者であると誤認し、修了確認期限について、県教委に問い合わせるなどの事例がある。 ○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑が課題である。 ○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続きの周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許所持者と旧免許所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。 ○本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されたと勘違いしている教員がいる。 旧免許状所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながるが、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。 ○新免許状は旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を統一して免許状が失効する教員が減少する。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
146	<p>平成21年2月の更新制導入前の制度においては、一旦授与された教員免許状は、専任免許等による失効又は授与し当分の対象とならぬ限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された旧免許状を有する者が、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同等に更新制を適用するに当たっては、適法適平等という原則とのバランスをとり、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。</p> <p>そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務(報酬)に支障が生じ、より強い権利義務を享受するとは理直でない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能はおよそ教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付与する。旧免許状保持者教員としての更新講習の受講義務のみを課することとしている。</p> <p>10年ごとの更新講習を受講することに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期限内に複数回更新講習を受講することは認めないこと、また終了確認期限及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期間を管理する必要がある。</p> <p>その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付与されている新免許状は、免許状の授与を起点として管理することとしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点とする。</p> <p>一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないこと、更新制導入の時点で既に旧免許状を授与された日から10年を超えている者が多数存在したことから、旧免許状保持者として起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を受講できなかったときや新たに免許状の授与を受けたときは、終了確認期限を満了する手続をとれることとしている。</p> <p>このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の終了確認期限を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。</p> <p>既に旧免許状保有者が短期の再授与なく、免許状を取得した時点と同一とした終了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しづらいままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許取得時を起点とする者が混在することになり、かえって期間の管理が複雑になることが懸念される。</p> <p>文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の終了確認期限を一覧で表示することなどを検討しているところであり、このような方法で終了確認期限及び有効期間を管理できるようにすることが、御提案の趣意に沿うものと考えている。</p>		<p>旧免許状所持者は、免許状を追加取得した場合等において、申請により終了確認期限を延長できる。長野県では、これまでに1,000件を超える延長申請がなされており、既に生年月日によって起点が定まる者と、免許取得時を起点とする者が混在した状態で管理している。</p> <p>よって、「失効」で期間の管理が困難になるという指摘は当たらず、「法制上困難である」との主張も説得力はない。</p> <p>また、「教員免許管理システムを改修し、教員が所持する免許状及びその終了確認期限の一元化により問題は解決する」と御提案があるが、新旧制度の違いによる教員の混乱は解消されることは考えられない。</p> <p>今回の提案は、免許状を追加授与したときの新旧制度の違いを同等とし、制度による混乱の解消を目的としている。</p> <p>制度改正により、①教員の届出がなく、免許状失効の一回を排除できる、②旧免許状を追加授与した者が全て自動届出となることで、免許管理者として管理が簡便になる、③教員再登壇機会による免許状追加授与に伴う延長申請処理、教員の免許状更新への対応、退職教員が免許失効しないための各教員の免許更新時期等の把握業務などが大幅に軽減される、といったメリットが考えられる。なお、この改正が旧免許状保持者の不利益などとは考えられない。</p> <p>免許更新制の新旧制度の違いが学校現場に混乱をもたらしている状況を鑑み、また法制上の安定を図るためにも、本提案を実現していただきたい。</p>		<p>【静岡県】 文部科学省の見解では、教員免許状旧免許状保持者が免許状を追加取得した場合の終了確認期限の自動延長は法制上困難とあるが、今後もこの制度を実施していくには、事務作業が大きな負担であり、教員の免許失効も懸念されることから制度改正を希望する。 また、「教員免許管理システム」の改修費用や維持管理費用については、文部科学省の予算で対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め、</p>	<p>○ 免許状を追加取得した旧免許状保持者に係る終了確認期限について、「(生年月日)と(最新の免許状授与から10年)のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。</p> <p>○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。</p> <p>○ 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、教員再登壇教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。</p>

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承れた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
150	地方に対する規制緩和	教育・文化	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	個人が所持するすべての教員免許状を集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がない。次の更新時期の把握ができない。教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。	教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。免許所持者、学校、教育委員会のすべてが正確な有効期間を把握することができ、現職教員の免許失効が減少し、教育現場への悪影響が軽減される。	教員免許法第9条から第9条の4、第10条。附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県	-	福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、田原市、愛知県、京都府、大飯町、奥大津市、長野県、長野市、長野県、北九州市	<p>○更新期限を把握するには、保有する全ての教員免許状等を確認する必要があり、また旧免許状保持者が更新期限の教員免許状に記載されていないことから、更新期限が一目で把握しづらく、旧免許状保持者と新免許状保持者の更新期限に係る制度の違いを正しく把握し、土で、初めて更新期限を把握することができ、集約が確実している。全ての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記することで記の誤りは解消される。</p> <p>○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者の有効期間の取扱いが異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。</p> <p>本県でも昨年度から、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調書を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、教員や教育委員会等が正真正に有効期間を把握し、免許失効を防止する観点からも、免許状の集約を実施すべきである。</p> <p>○本市でも、教員免許状所有者が複数の免許状を所有している場合に、修了確認期限の把握に留意しているのは事実である。1枚の免許状に集約することで、修了確認期限の把握が容易になり、把握作業の軽減や誤認防止にも繋がると考える。</p> <p>○将来的に新免許状所有者の増加が見込まれるため、教員免許状の集約化は検討されるべきと考える。</p> <p>○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。教員免許状を複数所持し、かつ更新免許状のように一枚の電子カードに集約し、その情報を本人、教育委員会が確認できるようにしていただきたい。</p> <p>○旧免許状を所持する者が、平成21年3月31日以前に新しく免許状を取得した場合でも旧免許状所持者であるが、自身が新免許状所持者だと勘違いし、更新時期を誤解する等の問題が生じている。また、新免許状所持者で、複数の免許状を持つ者から、免許状の有効期限はいつなのか等の問い合わせがある。</p> <p>○平成21年4月に教員免許更新制度が導入されたことに伴い、免許管理者は教員ごとに免許情報等を管理することが必要となった。特にこの更新は更新対象者が増加し、現職教員の更新状況の把握や問合せ対応に時間を要している。</p> <p>免許状を1枚にして情報を一元的に管理できるようにすることで、各教員の更新期限の把握が容易になり、免許失効や学校現場の混乱を防止することが期待できる。</p> <p>○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
150	平成22年度後半の運用開始を目指し、教員免許管理システムの改修を教員免許管理システム運営管理協議会及び文部科学省にて検討しており、その改修のうち、教員自身の免許状情報を一枚にまとめた「新たな確認書類」を発行する機能の実装を検討している。本書類の発行が可能になれば、更新期限及び有効期限がわかりやすく表示されることとなる。	教員が所持する全ての免許状情報を一枚にまとめ、更新期限又は有効期限が表示される「確認書類」を発行するシステムへ改修することであり、ぜひ早期の実現を求めたい。 なお、システム改修に当たり、次の3点を要望したい。 ・システムの改修予定、制度設計を速知照により随時情報提供されたい。 ・都道府県から意見聴取を行い、システムに係る作業負担の軽減策を検討されたい。 ・システム改修に伴って都道府県において発生する費用については、その金額に対し適切な財源措置を講じられたい。		【京都市】 「新たな確認書類」を発行することで免許に係る書類が増え、有効期限を確認するための負担の増加が想定されるため、教員免許状を1枚に集約する方法が最善である。 また、「新たな確認書類」を発行していくと想定した場合であっても、教員本人の新旧の確認書類の取り換えを防ぐために、古い書類を確実に回収する等、防止に向けた運用方法の検討が必要である。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。	○ 免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る終了確認期限について、「(生年月日)と(最新の免許状授与から10年)のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。 ○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。 ○ 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う業務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、業務負担等の軽減について、教員関係教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
194	<p>子ども子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が定べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に関与していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
198	<p>昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。</p> <p>その旨に沿って、処遇改善額の配分には一定の要件を付けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中歴の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう条件を一部緩和し、より使いやすしいものとしたことなどがある。面としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。</p>			<p>関係府県の回答では、「今年度から、中歴の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう条件を一部緩和し、より使いやすしいものとした」としている。しかしながら、施設の種類により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。</p> <p>また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の資金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という条件があるため、各職士の職歴によっては、公平に配分することができない。</p> <p>さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の資金改善を行う職員と次の職位の職員との間で資金改善の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。</p> <p>他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の資金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。</p> <p>以上のことから、加算総額が各施設等の職数により配分可能となるよう、さらなる条件の緩和を御検討いただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者は、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考えます。</p>	<p>【全国知事会】 少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては特種児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組み、今年度から条件を一部緩和ししとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中歴の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、条件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中歴以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の条件緩和が必ずしも制度の活用へのプラスには繋がっていないところ。</p> <p>今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見も十分に聞き、「副主任保育士等に対する月額4万円の資金改善も、加算対象職員の半数以上の職員に確実にを行う」という条件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。</p> <p>なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。</p>

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
218	日 地方に対する規制緩和	教育・文化	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験等を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省で定めるところにより、その旨を第5条第1項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届出なければならぬことになっている。 各布市村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	「特別非常勤講師の届出」の義務を撤廃することで、届出に必要な書類の作成が無くなり、事務量の軽減が期待出来る。	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	文部科学省	熊本市	-	高知県、北九州市	〇本市においても同様の課題があり、特別非常勤講師を任命する際に、県教育委員会に届出に係る必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	
223	日 地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別の教育課程」とみなして単位認定を認める。 一方、物理や数学など大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模高等学校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間での対応ができず、その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。 また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の遠隔化が進行している。	進学に特化した教育課程が編成できない中山間地域の小規模校においても、一定の時間数を両方向型授業又は対面指導で補うなどの条件のもとに、オンデマンド型授業の単位認定が可能になれば、生徒の負担が軽減され、進学希望の生徒も同じ条件で、放課後や休日等主要科目の加力補習を受けることが可能となる。 遠隔教育は、教育課程に制約の多い中山間地域の生徒の可能性を広げる有効なツールであり、より活用が広がる方向での規制緩和をお願したい。	学校教育法施行規則第86条	文部科学省	高知県、愛媛県	規制改革実施計画(29.6.9閣議決定)	61頁分野④13	-	-	-

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
218	特別非常勤講師制度は、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、教科の領域の一部に係る事項に限って、教員免許状を有しない者を非常勤講師として雇用し、教授することを認める制度であり、教員は非道の免許状を有する者でない限りならぬとする免許主義の原則として、昭和63年の教育職員免許法改正により導入された。導入当初は、授与権者の許可を受けることが必要とされていたところ、学校教育への社会人の参画を一層促進するため、平成10年の教育職員免許法改正により、その手続きを授与権者への届出に簡素化し、現状では、年間数人が特別登用されている。授与権者においては、本制度が要件を満たした形で適切に運用されていることを、届出内容の確信によって監視しており、本届出の申請を受理することした場合、制度の要件を満たした届出を出さねないことが懸念されるため、本届出の手続きを廃止することは困難である。			特別非常勤講師の届出内容に関する授与権者の確認については、高度に専門性を有するものとは思わず、授与権者から必要な引き継ぎ等を受けることにより、法令の趣旨に沿った適切な運用を行うことが可能であると考えられている。現在でも、免許状を有しない者を非常勤講師として採用する際には、本制度の要件を満たすかどうかの確認を慎重に行うなど、特にその運用に関しては配慮している。以上のことから、授与権者への届出を廃止したとしても、懸念されている「制度の要件を満たした届出を届けない」懸念は考えられず、また、学校における働き方改革を進め、学校及び教育委員会における事務の負担を少しでも軽減するため、前向きな検討をお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	
223	平成30年7月11日に実施された関係団体ヒアリングにおいて、提案主体は、「オンデマンド型授業」の質の確保のために「配属側の授業の先生と同一教科の教員を配置」としているが、生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能であり、ご提案の趣旨は現行制度上も実現可能である。	本提案の趣旨を踏まえて明確に整理を行っていただいたのもであり、了承することとした。また、上記の整理を踏まえ、現行制度上で実現可能な範囲について、文書等で自治体へ広く周知されることをお願いしたい。		【全国知事会】 所管者からの回答は、「現行制度上でも実現可能」となっているが、提案団体の提案が真に実現可能か、提案の趣旨を十分確認すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。		○「生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンデマンド教材の使用は可能である」とのことであるが、そのように理解していない自治体も存在したことから、その旨を自治体に対し通知で平成30年中に周知していただきたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
230	<p>子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定通りの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対応したい。</p>					<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
276	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼児連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有する(経過措置)の見直し	子ども子育て支援新制度において、幼児連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有する(経過措置)とされている。経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を所持する者は保育教諭となることができるとされているところ、向経過措置の期間の延長を提案する。	平成22年度以降は幼児連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない曾在職保育士も数多くいることが想定されることから、指定の認可制において保育教諭の確保が困難となり、幼児連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大校にも受講できるよう措置を拡大したことであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。このままでは平成22年度時点で、免許の未更新者が多数発生し、保育教諭の確保が困難となることから、幼児連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じらるおそれがある。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間の経過措置を見直し」、「認可から認定」に改正することにより、幼児連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつなげることが期待できる。	「教育学科の子どもに関する教育、保育等に関する法律」(平成18年6月19日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務所、大分県)	福岡市、山形市、松本市、川崎市、須賀川市、山形市、宮田市、沼津市、津浦市、大飯町、大宮市、八尾市、高槻市、津市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島市、盛岡市、前橋市	<ul style="list-style-type: none"> 〇現在多くの保育士が幼稚園教諭免許を所持しているが、保育士一人で保育を行うことになり保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 〇認定こども園に関する職員の大半は保育士資格を保持しているが、一部には保育士のみの資格を有している職員がおり、当該職員は31年度での経過措置終了後、当該職員が保育士資格取得することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に関する職員と保育士を確保し、待機児童等の取組にも保育士が有効であり、是非とも前向きに検討していただきたい。 〇本市においては、幼児連携型認定こども園への移行を進めており、正課職員の資格確保を進めてきたところであるが、臨時職員について対応が追いついていないことから、臨時職員後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 〇保育連携認定こども園の運営からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の両方を必要とする保育教諭の安定的な確保が急務となっているのが実情である。また、本市においては、未だ幼児連携型認定こども園への移行がほとんど進んでいない状況であり、他の都府県における移行状況と比べると、移行の動きが、今後急化するとも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げにならないよう、特別期間が延長される必要性は高いと考えられる。 〇経過措置中に認定こども園となっている園は、園で計画を立てる免許の更新を行っていないが、園内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代教教諭が確保できず、計画どおり更新できない。 〇本市においては、目標の更新率に届かないと想定されており改正を急務とする。 〇企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制約から、幼稚園免許更新のための受講機会の確保が十分にできていない。保育事業主体においては、受講者数が定員数を上回っており、受講しても受講できない実情がある。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求め、1年度が経過から3年度までの期間の経過措置を見直し、幼児連携型認定こども園への移行の促進及び保育士の確保を図りたい。 〇保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特別期間の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な人員の確保が難しい状況である。 〇本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の確保を奨励しているところがありますが、保育士・保育教諭の人員不足が全国的課題となっており、本県内においても、保育士の不足が10月の有効求人倍率が、0.17となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保を促すことと雖も、ひいては職員不足による保育の質の低下や待機児童解消に直とも支障があると考えています。ひいては、経過措置期間終了後に幼児連携型認定こども園において、保育教諭の不足により、教育・保育の提供が不可能となることかという、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらう要望もあつております。本市においては、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有する者もおり、幼稚園教諭免許を要しなければならぬものも、それにより、現在は幼児連携型認定こども園の職員確保等の基盤を築いているが、32年度以降も不足しない者が出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼児連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとし、幼稚園教諭および保育士養成機関に限りがあり、32年度までに両基金が確保を確保することが困難な状況となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け手を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えられるため、貴市の提案に賛同するものである。 〇保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な状況において、両方の免許(有効な状態)・資格を求められることは、さらに人員確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようとしても、講習受講の競争が激しく、近頃の大学等でも受講している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園取組の実情としては、正課職員だけでなく、臨時任用(非正規)職員の配置によって運営が支えられている園もあり、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、突進(園側)等により人員を確保できないという事態を招くなど、関連先に支障をきたす可能性は低くない。 〇平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に関わる認定こども園の正課職員で保育士・正課職員も含めた施設全体で約83%の職員が、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約89%の職員が併有している。特別期間を活用した資格取得事業を推進していき、両基金を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼児連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 〇本市においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け手確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ、特別期間中の免許・資格の取得を進めているところではあるが、特別期間中に全ての保育教諭が免許・資格を有することが困難である。その場合において、配課基準を満たさなくなるから、認定こども園が3歳児未満の定員を減らさなければならないことが想定され、待機児童が増大する恐れがある。〇本市では平成28年1月時点において、幼児連携型認定こども園の保育教諭は、12名が片方の免許・資格のみを有する者の割合は182名中11人(約6%)である。本市としては特別期間中に両方の資格取得を目指すことであり、職員の配課基準上、1人で1名だけでなくもう1名程度の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求めたい。 〇本市においても、特別期間の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足のため、資格・免許取得の為に臨時雇われなければならない現状では特別期間の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をいただきたい。 〇当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 〇保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させざるを得ない懸念も恐れる。 〇本市は、近年、幼稚園教育の質向上・施設整備を行っており、経過措置認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に一方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする施設においては、人材不足の懸念があり、一方のみが有資格者や子育て支援員を採用、採用後、不足する資格を取得することによって、必要な従事者を確保することなどが、その期間が足りなくなる状況を生じているため、特別措置期間の延長を行っていただきたい。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
276	<p>子ども子育て支援新制度における「いわゆる5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、除却項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>		<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 既に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らざるを得ない状況となる。そうすれば、新規児童の受け入れが困難になるばかりでなく、場合によっては追加措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の確保調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成が妨げられるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後退(異動や資金減など)することも懸念される。</p> <p>○関係団体からも実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が出されており、内閣府子ども子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは自明である。</p> <p>○大分県の実情 大分県では、保育団体等とも連携し、幼児更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講者に対し31年度中に他県や遠隔教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていきたい。</p> <p>○潜在保育士の活用も可能 また、経過措置の延長が早期に決定できれば、現在勤務している保育教諭の教養だけでなく、潜在保育士に対して32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能となる。</p> <p>○施設団体の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市(管理番号194番)や龍山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を促す声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>

文部科学省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
297	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と照送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができます。医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	照送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送でも削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けられることができ、これまで以上に迅速払いによる払い戻しの手続きが不安定になり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・続柄の患者に対する医療費に関する法律第7条第4項 ・続柄の患者に対する医療費に関する法律施行規則第28条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第96条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	-		秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、徳島県、新潟市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	<p>○本県においても、医療受給者証に所得区分を記載することは、保険者への照会を助める、大きな負担となっている。事務手続の負担に比較し、公費負担の削減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の是非を検討したい。</p> <p>○明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」法収集可能としていただきたい。</p> <p>○本市では、年1回の照送、照送でのやり取りが主である。</p> <p>特に、各国民健康保険組合においては、送達まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。</p> <p>○照送への所得区分の照会では、照送による書類送付のための手間及び照送代がかかる他、回寄まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。</p> <p>○所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。</p> <p>○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行ったために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。</p> <p>照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっても所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。</p> <p>○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、貴からの所得区分照会への照会の手数と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。</p> <p>○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。</p> <p>○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。</p> <p>○送付者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いいる現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。</p> <p>○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と照送によるやり取りをしなければならない。</p> <p>○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。</p> <p>○現在、所得区分(適用区分)は保険者に照送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡便化、適正処理につながる。</p> <p>しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従前から要望しているもの。</p> <p>○高齢者世帯の限度額適用区分(所得区分)の照送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な事務改善が見込まれる。</p> <p>○所得区分の記載は、保険者と照会によるやり取りしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡便化に繋がる。</p>
305	日	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在であり、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化の確保が必要である。その一方で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第96条により、「大学の教育及び管理」及びこれに密着する業務以外の業務を行うてはならない」とされている。ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強み・特色を生かした取組を行うための必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	-		秋田県、高崎市、徳島県、岐阜県、高知県、大分県、岡山県、下関市、山形県、野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県	<p>○最近の法改正(H30.4.1施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に定める分野(重要事項)が拡大されると、財務の適切かつ効率的な確保が求められる。法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。</p> <p>○本県について公立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
297	<p>【内閣府、総務省】 ます。厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する条例における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。</p> <p>【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本市の所得区分の検証は、設定を受けようとする者(申請者)が家族機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係有件で連携して検討していく。</p>					<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ段階を設けることなく検討を進めると。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、提案団体が生活保護の不正支給防止のために、生活保護申請時、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とマイナンバーによる情報連携を求めていることに基づき、①年金掛給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金以外の労災保険給付者との重複から導き出される効果の推計と比較するなどし、休業補償給付をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報とマイナンバーによる情報連携の対応とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計と比較するなどし、高額療養費の所得区分情報とマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>
305	<p>○ 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うに必要とされる場合には現行法まで認めていたことであり、具体的な支障事例にあることへの設置においても、業務に支障がない場合限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。</p> <p>○ 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係有件と連携の上、改善策について検討する。</p>	<p>具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げているが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」という見解が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、資産の有効活用による一定の前進があると考えている。</p> <p>しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者貸付を全面公募する事例も東区に出まであり、公立大学法人においても、土地等の第三者貸付について潜在的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。</p> <p>今回の提案内容(公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない健康増進も、土地等の第三者貸付が可能となるよう法改正を求めると)であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要な財務基盤の強化が図られ、教育研究水準の一層の向上に寄与するものと考えられ、引き続き、法改正を提案する。</p>	【秋田県】 検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。		<p>【全国市長会】 提案団体の意見が十分に尊重されたい。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係有件と連携の上、改善策について検討する」とのことだが、できるだけ早く(現行制度)における支障事例や制度改正のニーズを把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。 ○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。</p>	